

## N スポーツコミッショナ よろ競技力向上委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般財団法人 N スポーツコミッショナ よろ（以下「本コミッショナ」という。）の競技力向上委員会に関することを定める。

### (所管事項)

第2条 この委員会は、以下の事項を所管する。

- (1) 競技力向上と次世代選手の育成戦略に関すること。各種会議（特にスポーツ団体会議、ジュニア育成会議、指導者会）からの意見や課題を具体化し、実践的な強化プログラムや育成事業を企画・実施する。
- (2) スポーツ医科学、インテグリティ教育の普及に関すること。
- (3) 指導者の専門性向上と指導環境の整備に関すること。
- (4) 地域特性を活かした競技力向上プログラム開発とトップアスリート輩出に向けた支援体制構築に関すること。また、具体的な競技大会の誘致・開催支援、および地域内の競技施設・環境の整備に関する提言を行う。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、6名から7名で構成される。

2 委員は、スポーツ団体会議、ジュニア育成会議、指導者会議から選出される。

### (役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 前項第1号及び第2号の役員は委員会の互選により選出される。

### (役員の職務)

第5条 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。また、理事会に派遣され。理事としてその職務を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行なう。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに事務局にて保存する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決により変更できる。

(委任)

第9条 この規程に定めるものほか必要な事項は会長が定める。